

答申第 781 号

情 公 第 2725 号

令和 6 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 田 村 達 久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 2 月 3 日付けで諮問された特定地番の土地の境界に関する文書一部非公開の件（諮問第 846 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関は、別表 1 に掲げる請求のうち、請求 1、請求 2、請求 3、請求 19、請求 20、請求 28、請求 33 及び請求 56 について、改めて対象となる行政文書を特定し、諾否の決定をすべきである。
- (2) 実施機関は、別表 1 に掲げる請求のうち、請求 11 に係る行政文書について、契約書名称、譲渡物件情報、甲欄記載事項及び乙欄項目名並びに当該契約書に添付されている印鑑証明願のうち、その名称、項目名、証明内容及び証明者名は公開すべきである。
- (3) 実施機関は、別表 1 に掲げる請求のうち、請求 17 及び請求 35 に係る行政文書について、特定法人の名称、事業所の名称、事業所所在地、電話番号及びFAX番号を条例第 5 条第 1 号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当ではないことから、改めて諾否の決定をすべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 11 月 9 日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表 1 のとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、平成 29 年 11 月 20 日付けで、条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長の上、平成 30 年 1 月 9 日付けで、別表 1 及び別表 2 のとおり、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成 30 年 2 月 15 日付けで、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 実施機関に対して、特定地番と県有地の境界復元に係る文書の送付及び一般開示請求書（原文ママ）にて回答を求めたが、実施機関は回答を等閑し、

文書を改竄及び塗抹するなどの行為をした。審査請求人はこれに疑義を抱き、本件請求を行った。

(2) しかし、本件請求に対し、実施機関は、書面では、不開示及び文書不存在を理由に、漫然と根拠条文を示すだけで文書を公開しない。その上、請求者に開示した文書を塗抹するなどの隠蔽を謀り、自らの文書及び情報の管理が適正を欠いているにもかかわらず、文書が存在であることを前提とした不開示決定を行っている。これは、個人情報保護の名の下に、実施機関が行った職務についての説明責任を覆い隠すものである。

(3) 個人情報保護制度は、適切に利益を保護するために、開示請求に対する諾否決定がなされなければならないと思慮する。実施機関が挙げた「…他、…等」の理由に根拠はなく、条例の適用どおり、情報公開法（原文ママ）に基づいた開示請求に対し適切に開示が実施されることが妥当であると考ええる。

4 実施機関（県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

(1) 本件請求に係る対象文書の特定について

特定地番の土地の境界について、審査請求人と十数回延べ 50 時間以上の面談を行い、審査請求人の求める文書を特定した上で、本件処分を行っている。なお、文書の特定は、本件請求の対象となる文書を広範囲に捉えて、請求内容から類推される文書についても参考文書として公開している。

(2) 文書不存在を理由に不開示とした部分について

審査請求人の特定地番の土地の境界に関する主張は、実施機関の認識と相違していることから、審査請求人は自己の主張に沿った文書の公開請求を繰り返し行っている。実施機関は、「審査請求人の主張に沿う文書は存在しない。又は作成されていない。物理的不存在である。」と回答しているが、審査請求人は、自身の認識に基づく土地の境界に係る文書について、実施機関が隠ぺい等していると主張しており、本件行政文書のほかに本件請求の対象となる文書が存在しないことについて、審査請求人の理解が得られていない。

また、本件請求を受けて、事務所内及び文書を集積しているファイル内

を探索したが、本件請求に合致する行政文書は、本件行政文書以外に存在しなかった。

- (3) 条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開とした部分について
本件行政文書のうち、特定個人の氏名及び連絡先等については、公開することにより、当該個人に問合せ等がなされるなど、権利利益が害されるおそれがあることから、また、特定個人の印影については、実印が偽造されることによる当該個人の権利利益が害されるおそれがあることから、それぞれ条例第5条第1号本文に該当するとし、これらの情報について非公開とした。

5 審査会の判断理由

(1) 存否応答拒否とした処分について

実施機関は、別表3に掲げる各請求に対して、条例第8条の規定に基づき存否応答拒否処分を行っている。そこで当該処分の妥当性について検討する。

条例第8条は「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。このように同条は、「当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」に適用される規定である。

これを本件についてみると、別表3に掲げる請求のうち、請求1、請求2及び請求19について、同表「行政文書の存否を答えることで公開することとなる情報」欄に掲げる情報は、いずれも条例第5条各号に規定する非公開情報には該当しないと認められる。また、請求3及び請求28については、そもそも行政文書公開請求書において公開請求の対象となる行政文書を特定するに足りる記載がされているとは認め難く、行政文書の存否を答えることで公開されることとなる情報自体を認定できないものとなっている。

以上のことから、請求1、請求2、請求3、請求19及び請求28について

は、条例第8条に規定する要件（「当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」）を満たしていないため、実施機関が請求1、請求2、請求3、請求19及び請求28に対して存否応答拒否決定をしたことは妥当ではない。よって実施機関は、請求対象文書を改めて特定した上で、諾否の決定を行うべきである。

一方、別表3に掲げる請求のうち、請求51については、当該請求に対して行政文書の存否を答えることで、特定個人が実施機関と土地の境界に係るやり取りを行っているか否かの情報が明らかとなり、当該情報は条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると認められるため、条例第8条に規定する要件（「当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」）を満たすことから、当該請求に対して存否応答拒否処分をしたことは妥当である。

(2) 公開請求書の内容に不備があることから非公開とした処分について

実施機関は、請求18、請求23及び請求49について、公開請求に係る行政文書の特定ができないことを理由に非公開決定を行っている。

そこで検討すると、これらの請求内容を確認する限り、審査請求人が公開を求める行政文書の特定に足りるものとは認められないことから、条例第9条第1項第2号に規定する「公開請求に係る行政文書の内容」の記載に不備があったといわざるを得ない。しかし、弁明書によると、実施機関は、本件請求に係る行政文書の特定に当たって、審査請求人と長時間面談を行い、審査請求人が公開を求める行政文書の特定することを試みたと説明するところ、実施機関における公開請求の対象となる行政文書の特定に係る対応が不十分であったとまではいえない。

以上のことから、実施機関が、請求18、請求23及び請求49について、公開請求に係る行政文書の特定がされ得なかったことを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

(3) 文書不存在を理由に非公開とした処分について

ア 審査請求人の主張に基づく土地境界が示された文書について

審査請求人は、特定県有地と特定土地との境界について、本来あるべ

き境界位置から、特定土地側に越境して土地境界標が設置されているという認識に基づき、請求6、請求9、請求12、請求15、請求21、請求36、請求43及び請求57のとおり本件請求を行っている。これに対し、実施機関は、特定県有地と特定土地の境界は、公図（不動産登記法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面）のとおりであると考えている。したがって、審査請求人の認識する事実に基づく文書は存在しないことから、文書不存在を理由とする非公開決定を行っている。

当審査会が確認したところ、上記の実施機関の説明は不自然、不合理とはいえず、また、審査請求人よりこれを覆すに足りる具体的な根拠も示されていないことから、実施機関がこれらの請求について、文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

イ 特定の位置に設置された土地境界標に係る文書について

審査請求人は、特定県有地、特定市道及び特定土地の土地境界標について、本来は特定県有地に設置されている車止めの位置に設置されるものであるという認識に基づき、請求5、請求22、請求30、請求34、請求58及び請求59のとおり、本件請求を行っている。これに対し、実施機関は、当該審査請求人の認識に基づく文書は存在しないことから、文書不存在を理由とする非公開決定処分を行っている。

当審査会が確認したところ、文書不存在とする実施機関の説明は不自然、不合理とはいえず、また、上記のような審査請求人の認識を基礎づける具体的な根拠は示されていないことから、実施機関が請求5、請求22、請求30、請求34、請求58及び請求59について、文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ウ 請求4について

請求4は、「板塀位置の敷地図」の公開を求めるものである。当該請求に対し、実施機関は、特定県営住宅敷地図等を確認する限り、特定土地及び特定県有地に板塀の存在は確認できないとして、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

当審査会が確認したところ、実施機関の説明は不自然、不合理とはいえず、また、審査請求人よりこれを覆すに足りる具体的な根拠も示され

ていないことから、実施機関が請求4について、文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

エ 請求10について

請求10は、「県が特定市に特定県有地を移譲した時点の当該地の公図」の公開を求めるものである。当該請求に対し、実施機関は、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

当審査会が実施機関に確認したところ、このような公図がそもそも当該地の移譲時点では存在しておらず、そのため、改めて実施機関は平成10年に当該地周辺の土地境界を確認したと説明している。

そこで、当審査会が本件行政文書を確認したところ、実施機関が平成10年5月25日に特定市と現地立会いの上で土地境界の確認及び合意を行ったことを示す記載が認められることから、実施機関の上記説明は不自然、不合理とはいえず、また、審査請求人より、これを覆すに足りる具体的な根拠が示されていない以上、実施機関が請求10について、文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

オ 請求20について

請求20は、「特定職員が土地境界杭間の現況等を確認した際に撮影した立会い時の写真」の公開を求めるものである。当該請求に対し、実施機関は、当該請求の対象となる立会い時の写真は確認できたものの、特定職員が撮影した写真であるか不明であることから、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

しかし、当審査会が請求書の記載を確認したところ、審査請求人は、特定職員の撮影した写真に限定して請求した趣旨とは解されないことから、実施機関は改めて行政文書を特定した上で、諾否決定を行うべきである。

カ 請求27-aについて

請求27-aは、「特定土地境界杭が平成10年に新設された際に県が立会いを求められた際の通知書」の公開を求めるものである。当該請求に対し、実施機関は、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

請求27-aに係る行政文書が存在しないことについて、当審査会が実

実施機関に確認したところ、すでに設置されている土地境界杭を同位置に設置し直すのであれば、立会いは行われないため、通知等はないとのことであった。

実施機関の運用を踏まえると、当該説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる具体的な根拠も示されていないことから、実施機関が請求27-aについて、文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

キ 請求33について

請求33は、「平成13年9月の測量成果に関する決裁文書」の公開を求めるものである。当該請求に対し、実施機関は、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

請求33に係る行政文書が存在しないことについて、当審査会が実施機関に確認したところ、測量業務は、登記事務の一部として外部に委託して行うものであり、用地実測図の作成については当該業務に含まれていることから、登記事務の委託に係る決裁とは別に、当該図作成のための決裁は行っていないとのことである。

しかし、当審査会が確認したところ、平成13年9月付けで特定法人が作成した特定土地用地実測図が存在することが認められ、請求の趣旨に照らすと、当該図面が請求33に対して特定すべき行政文書に該当すると認められる。

以上のことから、実施機関は、当該行政文書を改めて特定の上、諾否の決定を行うべきである。

ク 請求37について

請求37は、「道水路境界復元申請した申請文書」の公開を求めるものである。当該請求に対し、実施機関は、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

実施機関は、弁明書において、特定市に対して平成10年に道水路調査申請書を提出したと説明していることから、当該申請書の取扱いについて、当審査会が実施機関に確認したところ、当該申請書は、神奈川県行政文書管理規則で規定する「県有財産の処分又は管理に関するもので軽

易なもの」であることから5年保存文書に該当し、当時、当該申請書が存在したとしても廃棄されているとのことであった。また、本件請求を受け、執務室内及び文書を集積しているファイル内を探索したが、請求37に係る行政文書は存在しなかったとのことであった。

当審査会が確認したところ、平成10年5月25日に、特定県有地とその隣接地の境界について、実施機関、特定市及び隣接地所有者の立会いの下で協議していたことが認められる。したがって、当該申請書については、当該協議日である平成10年5月25日以前に作成された文書であると認められる。よって、当該申請書は、仮に存在していたとしても、実施機関が5年保存文書として管理することが予定される行政文書である以上、本件請求時点では、すでに文書保存期間が満了していたことが認められる。また、実施機関の上記の文書の探索範囲は不十分であるとはいえず、したがって、請求37に係る本件行政文書が存在するとは認められないとする実施機関の説明は不自然、不合理とはいえない。また、審査請求人より、これを覆すに足りる具体的根拠も示されていない以上、実施機関が請求37について、文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ケ 請求42について

請求42は、「特定個人が土地境界から越境して測量棒を持たされている写真」を求めるものである。当該請求に対し、実施機関は、特定個人に土地境界から越境した位置で測量棒を持たせた事実がなく、当該請求に係る本件行政文書は存在しないことから、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

当審査会が確認したところ、特定個人が、特定土地境界杭の位置を測量棒により確認している様子を撮影した事実は認められるが、実施機関が特定個人に公図等の示す土地境界位置とは異なる位置で測量棒を持たせて撮影を行った事実は確認できないことから、実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、また、審査請求人よりこれを覆すに足りる具体的根拠も示されていない以上、実施機関が請求42について、文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

コ 請求44について

請求44は、「特定土地境界杭を新たに設置する際に起案した決裁文書」の公開を求めるものである。当該請求に対し、実施機関は、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

当該請求に係る文書が存在しないことについて、当審査会が実施機関に確認したところ、当該土地境界杭は、実施機関が設置していた土地境界杭と同位置に特定市が杭を埋設したものであり、新たに設置されたものではないとのことであった。

当審査会が確認したところ、実施機関の当該説明に不自然、不合理な点は認められず、また、審査請求人より、これを覆すに足りる具体的根拠も示されていない以上、実施機関が請求44について、文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

サ 請求46について

請求46は、「特定個人がその内容を閲覧しないまま署名押印させられた測量図」の公開を求めるものである。当該請求に対し、実施機関は、特定個人に測量図を閲覧させずに了解を得たことの確認はできないことから、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

当審査会が確認したところ、実施機関の当該説明に不自然、不合理な点は認められず、また、審査請求人より、これを覆すに足りる具体的根拠も示されていない以上、実施機関が、請求46について、文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

シ 請求47について

請求47は、「測量を了し各所有者に署名押印を求めることについての決裁文書」の公開を求めるものである。当該請求に対し、実施機関は、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

当審査会が実施機関に確認したところ、測量業務については、前記5(3)キのとおり、登記事務の一部として外部に委託して行うものであり、用地実測図の作成については当該業務に含まれているため、請求47に係る行政文書は存在しないとのことであった。

そこで、当審査会が特定用地実測図を確認したところ、当該図は特定法

人が作成したものであると認められる。これを踏まえると、当該図は、特定法人が登記事務の一部として作成したものであり、「各所有者に署名押印を求める」ための決裁を行っていないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。また、審査請求人よりこれを覆すに足りる具体的根拠も示されていない以上、実施機関が、請求47について、文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ス 請求48について

請求48は、「県が特定土地測量図及び土地境界に係る承諾書と現況との違いを承知している文書」の公開を求めるものである。当該請求に対し、実施機関は、特定土地境界に係る隣接地所有者との承諾書と現況の特定土地境界に相違がないことから、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

当審査会が確認したところ、実施機関の当該説明は不自然、不合理とはいえ、また、審査請求人からこれを覆すに足りる具体的根拠も示されていない以上、実施機関が請求48について、文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

セ 請求53について

請求53は、「県が境界点の距離の差を確認した公図」の公開を求めるものである。当該請求に対し、実施機関は、公図で距離を確認した事実は認められないことから、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

当審査会が確認したところ、実施機関の当該説明に不自然、不合理な点は認められず、また、審査請求人よりこれを覆すに足りる具体的根拠も示されていない以上、実施機関が請求53について、文書不存在を理由に非公開としたことは妥当である。

ソ 請求54について

請求54は、「県が搾取して登記した土地の公図」の公開を求めるものである。当該請求に対し、実施機関は、「県が特定土地を搾取した」という審査請求人の主張する事実が確認できないとして、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

この点、かかる審査請求人の主張を基礎づける具体的な根拠は示され

ておらず、審査請求人独自の認識に基づく請求といわざるを得ないことから、実施機関が、請求54について、文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

タ 請求55について

請求55は、「請求54に係る文書を供覧した際の起案文書」の公開を求めるものである。当該請求に対し、実施機関は、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

そこで検討すると、請求55は、請求54に係る本件行政文書を供覧した際に作成された行政文書が公開請求の対象になると解されるところ、前記ソのとおり、そもそも請求54に係る本件行政文書は存在しないと認められることから、請求55に係る本件行政文書が存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

よって、実施機関が、請求55について、文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

チ 請求56について

請求56は、「国土調査の査定杭について、県の特定職員が立会い、確認した際の写真」の公開を求めるものである。当該請求に対し、実施機関は、当該請求に関係する写真はあるが、特定職員が撮影したものか不明であることから、文書不存在を理由に非公開決定を行っている。

しかし、当審査会が請求書の記載を確認したところ、審査請求人は特定職員の撮影した写真に限定して請求した趣旨とは解されないことから、実施機関は、改めて請求56に係る行政文書を特定した上で、諾否の決定を行うべきである。

(4) 全部非公開とした処分について

ア 条例第5条第1号該当性について

実施機関は、請求11に係る本件行政文書について、その全てが条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして、非公開決定を行っている。

当審査会が確認したところ、当該文書は、実施機関と特定個人との間で締結された契約に係る文書であり、当該個人の氏名や住所などそれ自

体で特定の個人を識別できる個人に関する情報と、それ自体では特定の個人を識別できない個人に関する情報を含むものと認められるが、それ自体では特定の個人を識別できない情報であっても、特定の個人を識別できる情報と同一の行政文書中に含まれることで、特定の個人を識別できる情報と一体のものとなる結果、当該文書中に含まれる個人に関する情報は全て、条例第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報（略）」であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当するものと認められる。なお、当該情報が同号ただし書アからエまでに規定する情報に該当しないことは明らかである。

イ 条例第6条に基づく部分公開について

以上のとおり、請求11に係る本件行政文書に含まれる個人に関する情報は、全体として条例第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報（略）」であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当するものと認められるが、条例第6条第2項は、「公開請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定しており、実施機関に部分公開の義務を課している。

そこで本件における当該規定の適用の可否を検討すると、請求11に係る本件行政文書に含まれている個人に関する情報のうち、特定個人の氏名や住所など、それ自体で特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等を除くことにより、その余の情報、すなわち、契約書名称、譲渡物件情報、甲欄記載事項及び乙欄項目名（以下「契約書様式等情報」と総称する。）並びに当該契約書に添付されている印鑑証明願のうち、その名称、項目名、証明内容及び証明者名（以下「証明書様式等情報」と総称する。）は、これを公開しても特定の個人が識別され、又は識別され得るものとは認められず、かつ、当該情報を公開しても、個

人の権利利益が害されるおそれはないと認められる。

したがって、契約書様式等情報及び証明書様式等情報は、条例第6条第2項の規定に基づき、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に含まれないものとみなされることから、条例第6条第1項の規定に基づき、部分公開すべきである。

(5) 条例第5条第1号により非公開とした情報について

ア 測量士の氏名について

実施機関は、本件行政文書のうち、特定県営住宅敷地現形図、敷地求積図及び敷地査定図の製図欄及び検算欄に記載された測量士の氏名について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としている。

そこで検討すると、当該非公開情報は、測量士の氏名であることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当する。また、測量法（昭和24年法律第188号）第48条第1項には、「技術者として基本測量又は公共測量に従事する者は、第49条の規定に従い登録された測量士又は測量補でなければならない。」とあり、同条第2項は、「測量士名簿及び測量士補名簿は、国土地理院に備える。」と規定されているものの、同法には上記登録簿の閲覧規定はなく、公表慣行も認められないことから、測量士の氏名は条例第5条第1号ただし書ア又はイに規定する情報には該当せず、また、同号ただし書ウ又はエに規定する情報にも該当しないことが明らかである。

以上のことから、実施機関が、本件行政文書のうち、測量士の氏名について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

イ 特定土地境界確認に立ち会った個人の氏名及び写真像について

実施機関は、本件行政文書のうち、特定土地境界確認に立ち会った個人の氏名及び写真像について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該非公開情報は、個人に関する情報であって、

特定の個人が識別される情報であることは明らかであるから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当する。

もっとも、土地境界確認に立ち会った者が土地所有者である場合、土地所有者の氏名は、不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条の規定に基づき、登記事項証明書等の交付を請求することにより、何人も知り得る情報であることから、条例第5条第1号ただし書アに規定する「法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」として例外的に公開対象情報となる。しかしながら、本件行政文書に含まれる、特定土地の境界確認に立ち会った個人の氏名の中には、土地所有者の氏名のみならず、土地所有者ではない者の氏名も含まれている。土地所有者ではない者の氏名については、前述の不動産登記法第119条の規定によっては知り得る情報ではないことから、条例第5条第1号ただし書アに規定する情報とは認められない。一方、土地所有者の氏名については、氏名のみが単独で記載されているのであれば、条例第5条第1号ただし書アの規定に基づき公開対象情報となるが、本件行政文書においては、当該土地所有者が実際に境界確認に立ち会った様子を写した写真も一体となって記録されていることから、土地所有者の氏名を公開すれば、特定の土地所有者が当時、どのような様子で境界確認に立ち会ったかという状況に関する情報が明らかになることとなる。そして、このような特定の土地所有者による境界確認の立ち合い状況に関する情報は、不動産登記法第119条の規定によって知り得る情報であるとは認められない。よって、本件行政文書においては、土地所有者の氏名についても条例第5条第1号ただし書アに規定する情報とは認められない。

また、特定土地境界確認に立ち会った個人の写真像についても、同様に不動産登記法第119条の規定によって知り得る情報ではないことから、条例第5条第1号ただし書アに規定する情報とは認められない。

以上のとおり、特定土地境界確認に立ち会った個人の氏名及び写真像は、土地所有者であるか否かを問わず、条例第5条第1号ただし書アに規定する情報とは認められず、また、当該情報は、同号ただし書イからエ

までに規定する情報のいずれにも該当しないことは明らかであることから、実施機関が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ウ 特定土地の土地境界確認書及び用地実測図の個人の印影について

実施機関は、本件行政文書のうち、特定土地の土地境界確認書及び用地実測図に押印された個人の印影について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該非公開情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しないことから、実施機関が当該非公開情報について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

エ 審査請求人の氏名及び連絡先

実施機関は、本件行政文書のうち、審査請求人の氏名及び連絡先について、条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該非公開情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しないことから、実施機関が当該非公開情報について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

オ 特定県営住宅指定管理者の従業員の氏名

実施機関は、本件行政文書のうち、特定県営住宅指定管理者の従業員の氏名について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該非公開情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しないことから、実施機関が当該非公開情報に

ついて、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

カ 特定自治会員の氏名、役職及び連絡先

実施機関は、本件行政文書のうち、特定県有地内に車止めを設置する際に意見を聴取した特定自治会員の氏名、役職及び連絡先並びに対応状況について、第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該非公開情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しないことから、実施機関が当該非公開情報について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

キ 電柱移設に係る特定個人からの要望及びそれに係る検討内容並びに特定法人従業員の情報及び相談日

実施機関は、本件行政文書のうち、特定地に設置された電柱移設に係る特定個人からの要望及びそれに係る検討内容並びに実施機関が電柱移設の検討のために相談した特定法人従業員の情報及び相談日について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当該非公開情報のうち、電柱移設に係る特定の個人からの要望及びそれに対する実施機関の検討内容が記載された部分については、特定の個人の氏名と一体となることで、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報と認められることから、条例第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報のいずれにも該当しないことが明らかである。また、特定の個人の氏名を除くことで、特定の個人を識別することはできなくなるものの、特定の個人の要望内容が公開されることになり、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められることから、条例第6条第2項の規定に基づく部分公開の対象にもならない。

よって、当該情報を条例第5条第1項本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

一方、電柱移設に当たって、実施機関が相談を行った特定法人の従業員の情報のうち、当該従業員の氏名及びメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報と認められるものの、特定法人従業員の情報のうち、法人名、事業所名、所在地、電話番号及びFAX番号並びに実施機関が特定法人従業員に相談を行った日については、個人に関する情報とは認められない。

以上のことから、実施機関が、電柱移設に係る特定個人からの要望及びそれに係る検討内容並びに特定法人の従業員の氏名及びメールアドレスを条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当であるが、法人名、事業所名、所在地、電話番号及びFAX番号並びに実施機関が特定法人従業員に相談を行った日について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当でない。

6 附言

公開請求を行う際には、条例第9条第1項の規定により、公開請求書を実施機関に提出する必要があるところ、当該公開請求書には、請求者の情報のほか、同項第2号に規定する「公開請求に係る行政文書の内容」が記載されている必要がある。この「公開請求に係る行政文書の内容」について、神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準では「請求しようとする行政文書の件名が記載されている必要はないが、当該記載から、請求されている行政文書を実施機関の職員が特定できる程度の記載が必要である」としている。そして、同条第2項では、「実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（略）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定していることから、実施機関に提出された公開請求書の「公開請求に係る行政文書の内容」欄の記載では請求されている行政文書を特定できない場合には、実施機関は請求者に対して同項に基づく補正を求めた上で諾否決定を行うことが望ましいと考えられる。

本件請求では、審査請求人が公開を求める行政文書の内容が不明確なものが少なからず見受けられた。このような場合、実施機関としては上記のとおり、条例第9条第2項の規定に基づき、請求者に対して請求書の補正を求め、公開を求められている行政文書の内容を明確にした上で諾否決定をすべきところ、本件では、実施機関が公開請求書の記載を独自に解釈した上で本件処分を行った結果、「5 審査会の判断理由」で示したとおり、一部において妥当性を欠く諾否決定が行われるに至ったものと認められる。

今後、同様の事態が生じないように、実施機関においては、公開を求められている行政文書の内容に不明確な点が認められる場合には、補正手続によりその内容を明確にした上で諾否決定を行うようここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

請求番号	請求内容	原処分の内容
1	神奈川県住宅営繕事務所長から平成 29 年 10 月 19 日付にて平成 29 年 6 月 19 日付けでいただいた『特定県有地と特定私有地の境界について』の申出の内容については、これまでも県の見解としてお伝えしており変わりはありませんが、改めて以下の通り回答しますと「・いる。・無い。」を羅列した所長に経伺未済と思われる文書を頂いた。起案し決裁した「裁決文書の閲覧開示」（閲覧後必要により写しを希望）「書中 1～14 項と最後について」に対する開示請求	存否応答拒否
2	平成 27 年 10 月 3 日付境界証明書（承諾書）の閲覧	存否応答拒否
3	板塀があると喧騒で執拗な言いたい放題に対し誤認で既に取り消していると惚けるな耳元に残る悪態を憑かれている「取り消し文書の開示」。	存否応答拒否
4	県は板塀までは売却しないと、平成 4 年 5 月 3 日まで設置していた。「板塀位置の敷地図の開示」	非公開 (文書不存在)
5	県はK 3 と東側境界「特定地」K 4 杭と特定地とを結んだ境界線を官民境界先行調査に立ち会った特定地の北東へ向かって 3 台の車止めを設置し、3 台目の足元の杭が県有地との官民及び国土調査時の「K 4 境界であることを、県が成果簿により範囲を証明した際の「敷地図の閲覧」。	非公開 (文書不存在)
6	特定地間には国土調査に基づき設置したK 4 杭が車止めの所にあるにも関わらず、特定地の板塀を撤去したところへ越境して新K 4 杭設置に関し交わした「承諾書と写真の閲覧」	非公開 (文書不存在)
7	県が市に特定道路を移譲した範囲の公図の開示	一部公開
8	道水路調査を申請した特定地とは何処か。「明示した文書及び公図の開示。	公開

請求番号	請求内容	原処分の内容
9	県は昭和 39～40 年にかけて宅地内を国土調査の境界特定地に上述の通り設置された K 4 杭があるにも関わらず、K 5 杭を新規に設置させ、県は県との境界東側の特定地を横浜市に搾取させ、同意があるについて、「特定個人が同意したとの文書及び承諾書の開示。」	非公開 (文書不存在)
10	県が特定県有地を市へ移譲した時点の「求積図が記載されている公図の開示。」	非公開 (文書不存在)
11	県と前所有者の特定個人との譲渡契約書の閲覧開示。(閲覧後必要により写し希望)	非公開
12	署名押印したのは皆さんであるなどと意味なくそらし惚けるな! 鉄ビョウ杭間の表示図に基づき境界として承諾し署名押印をした後に約 80cm 越境し新杭を設置させた写真の閲覧開示を求める。	非公開 (文書不存在)
13	県は、同一の場所に戻すまで U 字溝を置くと営繕事務所の技官及び管理課長の巡視後、特定個人を交え、車止めを K 4 査定杭迄設置した。現 K 4 新杭は同一の場所では無い約 80 c m 越境している。「平成 13 年の地積測量後の特定県営住宅敷地求積図の開示。」(閲覧後、必要により写しを希望)	公開
14	県は平成 10 年 4 月、特定地道水路調査を申請し、国土調査の査定杭より 3,844 m ² 越境させて設置し 3,54 m ² 拡張した。県が開示した「測量時の写真及び土地の変遷文書の閲覧」閲覧後写し希望。	一部公開
15	国土調査及び官民境界等先行調査時に確認した「査定杭まで車止めを設置し撮影した写真の開示」	非公開 (文書不存在)
16	県が市に特定道路を移譲した範囲の公図の開示	公開
17	車止め設置時に関する資料の開示	一部公開
18	平成 10 年 5 月 25 日承諾した K 4 鉄ビョウは、3 台目の車止め鉄柵の根元の杭が K 4 境界杭である。営繕事務所長も県土整備部住宅課県営住宅班職員 3 名も承知し、西から東の K 4 杭に向け下水溝材 6 台が設置された	非公開
19	その後平成 27 年 9 月 2 日にも特定職員 3 名が現況を現認した際の写真の開示。	存否応答拒否

請求番号	請求内容	原処分の内容	
20	管理課長（現公有地整理課長）は特定地が原住宅（原文ママ）に行くが時間が早いからと3時間を要し各境界杭間の現況と成り立ちを現認した「K4・K5各立会いを写した写真の開示」	非公開 （文書不存在）	
21	3台目の車止め鉄柵の根元にある鉄ビヨウ杭がK4境界杭であるにも関わらず、其のK4鉄ビヨウ杭から約80cm越境して「K4杭を設置した際に写した写真の開示。」	非公開 （文書不存在）	
22	県は、県有地と特定地間の国土調査後の査定通り「3台目の車止め鉄柵の根元にあるK4鉄ビヨウ杭と結線したK3境界杭により平成27年に発行した承諾書の開示」	非公開 （文書不存在）	
23	県は承諾後に拡張測量し作成した公図の閲覧。	非公開	
24	同様である趣旨で立ち会っていないが、5月26日に先付け署名押印後に、越境測量したから押印時と面積に相違が有る。「署名前と測量後の公図の開示」（閲覧後必要により写し希望）	公開	
25	県が市に道路として特定地を移譲した時点の用地実測図の開示を求める。	一部公開	
26	国土調査で査定した境界車止めの足元の特定地のK4杭と特定地プラスチック杭間に県有地は無い。「有るなら公図の開示を求める。」	公開	
27	a	国土調査で特定地の境界は確定している。平成10年に突然K5杭が新設され、県が立会いを求められた際の「立合通知書」と	非公開 （文書不存在）
	b	「承諾書の開示」	一部公開
28	県有地を拡大させた事実はないことについて、すでに拡大している事実を証拠書（県開示の公図）により指摘し回答待ちになっている。「回答書の開示を求める。」	存否応答拒否	
29	県知事は既に平成10年5月25日地積は3524.12㎡にて署名押印させた承諾書にて証明している。「承諾書の閲覧」	一部公開	
30	車止め根元のK4杭で承諾させ、特定地に3.844㎡越境させ新設置した新設K4杭にて平成10年9月に測量し、「3527.69㎡に拡大させた上で3.57㎡拡大させた公図の閲覧」	非公開 （文書不存在）	

請求番号	請求内容	原処分の内容
31	3.57 m ² 拡大させた事実を特定地所有者に話さず、測量後の公図も渡さず開示もされていない。「平成10年9月の測量前と測量後の承諾書の開示」と	一部公開
32	「公図の閲覧開示を求める。」	公開
33	平成13年9月の測量成果に対し、起案し決裁した裁決文書の閲覧開示」（閲覧後必要により写し希望）	非公開 (文書不存在)
34	県が特定個人に承諾させたK4鉄ビヨウとは、県が設置した3台の車止め根元にある杭を、請求16のとおり、「県が、車止め足元のK4杭へ直線で結線された表示図と一体化された承諾書を発行した。其の承諾書の開示」。	非公開 (文書不存在)
35	「設置した車止めに関する文書資料の開示」。	一部公開
36	県は売却した特定地へ越境し新設した石杭をK4杭に仕立て3.57 m ² 拡大した論拠根拠文書及び公図の開示」	非公開 (文書不存在)
37	新設K4杭を境界点に新設K4-1杭間を、市へ移譲した特定道路だと平成10年4月20日付道水路境界復元申請した申請文書の開示」。	非公開 (文書不存在)
38	K5杭を新設置した。「道水路境界復元申請成果簿の開示」	公開
39	平成10年4月20日付道水路境界復元申請成果だと、成果簿を部内供覧した際に、「起案し決裁した裁決文書の開示」。	公開
40	改めて境界承諾書を頂いたという承諾書について、「改めていただいた承諾書の開示」。	公開
41	県は平成10年5月25日当時の文書記録があるとのこと、「記録文書の開示を求める。」（5月25日と日付を捏造した写真のみを、記録と謳うなら承服しない。）	一部公開
42	特定個人が国土調査時の査定杭K4杭測量後に越境して測量棒を持たされている写真の開示」。	非公開 (文書不存在)
43	請求42と結線されたとする杭の位置開示を請求する。	非公開 (文書不存在)
44	K5設置新杭を設置する際に起案し供覧し決裁した裁決文書の開示。	非公開 (文書不存在)

請求番号	請求内容	原処分の内容
45	5月25日「等」に境界点の了解を得て、その境界点に基づいて（測量を行い）作成したものである。とは詭弁で虚言。特定法人の担当した奥さんに確認した。「5月25日『等』に境界点の了解を得たか明示した表示図の開示」を求める。	一部公開
46	特定個人には個人情報だからと同年9月作成した測量図を閲覧させていないで了解を得られたという「測量図へ署名押印させた測量図の開示」	非公開 (文書不存在)
47	測量を了し各所有者に供覧、署名押印を求めることを、「起案し供覧決裁した裁決文書の開示」	非公開
48	県は5項等上述の通り現況との違いを承知している文書の開示。	非公開 (文書不存在)
49	平成27年から4度も現認した部位文書の開示	非公開
50	県では現況と同じと考えるとの、現況と同じ表示図に基づいた公図の開示	公開
51	県住宅部長の言質は、現況と同じであるなら、部長が言う請求人数地が出張っているが正論なら、請求人へ見間違ったなどと謝る必要もない。何故謝罪したのか。現況と違っているにも関わらず違っていないと言い放ったから取消し謝罪をする羽目になった。「謝罪した文書の開示」	存否応答拒否
52	その他欄について10年と13年実測図に差があると指摘している。差は、少ない数ミリと県の回答に呆れたが、差は大である。県が対比した両測量図の閲覧。	公開
53	県が境界点の距離の差は数ミリなどと確認した公図の閲覧」（確認した公図の数ミリは500分の数ミリ、 $500 \times \text{数ミリ} (0.214) = 107$ となる。）	非公開 (文書不存在)
54	県が地積 3.57 m^2 を搾取し拡大し登記した公図の開示。	非公開 (文書不存在)
55	同成果測量図を供覧した際に、「起案し決裁した裁決文書の閲覧」	非公開 (文書不存在)

請求番号	請求内容	原処分の内容
56	別の場所ではない！正当な場所である官民境界等先行調査時の境界。国土調査の査定杭であり、平成23年にも県は立会い、上述の通り確認した。写真も実施機関特定職員が写している。その写真の閲覧開示。	非公開 (文書不存在)
57	承諾いただき確定しているについて・・・県が特定個人に承諾させたK4鉄ビョウとは、県が設置した3台の車止め根元にあるK4杭である。5月25日承諾させ、承諾させたK4杭より約80cm越境して新設の石杭を設置させた「公図の開示」	非公開 (文書不存在)
58	3台の車止め根元にあるK4杭の開示	非公開 (文書不存在)
59	3台の車止め根元にあるK4杭設置時に写した写真の閲覧。	非公開 (文書不存在)

別表2

請求番号	特定した行政文書	非公開とした情報
7	特定県営住宅敷地現形図、敷地求積図及び敷地査定図	製図欄及び検算欄に記載された測量士の氏名
8	特定地域の明細図、境界表示図及び地積測量図	(なし)
11	神奈川県営住宅譲渡契約書、印鑑証明願	すべて非公開
13	平面図（特定県営団地）	(なし)
14	土地境界確認書、地図に準ずる図面、特定土地境界立会い時の写真、用地実測図（特定県営団地）、公図写（平成10年9月作成）、件名「特定県営団地の測量調査業務における特定市との境界確認に基づく承諾書の提出および土地境界確認協議書の締結について（伺い）」	<ul style="list-style-type: none"> ・特定土地境界確認に立ち会った個人の氏名及び写真像 ・特定土地境界確認書及び用地実測図の個人の印影
16	公図写（平成10年9月作成）	(なし)

請求番号	特定した行政文書	非公開とした情報
17	車止めに関する写真、特定住宅から 県有地に越境している草木の対応に 係る資料及び特定県営団地通路の改 良工事関係資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人の氏名及び 連絡先 ・ 特定県営住宅指定管理 者の従業員の氏名 ・ 特定自治会員の氏名、 役職及び連絡先 ・ 特定個人の要望内容及 び検討内容 ・ 特定法人従業員の情報 及び相談日
24	公図（地図に準ずる図面）	（なし）
25	特定県営団地敷地現形図、敷地求積 図及び敷地査定図	製図欄及び検算欄に記載 された測量士の氏名
26	公図（地図に準ずる図面）	（なし）
27－b	土地境界確認書、用地実測図（特定 県営団地）、件名「特定県営団地の 測量調査業務における特定市との境 界確認に基づく承諾書の提出および 土地境界確認協議書の締結について （伺い）」	特定土地境界確認書及び 用地実測図の個人の印影
29	土地境界確認書	特定土地境界確認書の個 人の印影
31	土地境界確認書	特定土地境界確認書の個 人の印影
32	公図（地図に準ずる図面）	（なし）
35	車止めに関する写真、特定住宅から 県有地に越境している草木の対応に 係る資料及び特定県営団地通路の改 良工事関係資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人の氏名及び 連絡先 ・ 特定県営住宅指定管理 者の従業員の氏名 ・ 特定自治会員の氏名、 役職名及び連絡先 ・ 特定個人の要望内容及 び検討内容 ・ 電柱移設相談に係る相 談先法人名、所在地及び 連絡先並びに当該法人従 業員の氏名及び役職名並 びに相談日

請求番号	特定した行政文書	非公開とした情報
38	件名「特定県営団地の測量調査業務における特定市との境界確認に基づく承諾書の提出および土地境界確認協議書の締結について（伺い）」	(なし)
39		
40	用地実測図（特定県営団地）	(なし)
41	土地境界確認書	特定土地境界確認書の個人の印影
45	土地境界確認書、用地実測図(特定県営団地)	特定土地境界確認書及び用地実測図の個人の印影
50	公図(地図に準ずる図面)、平面図(特定県営団地)、用地実測図(特定県営団地)	(なし)
52	平面図(特定県営団地)、用地実測図(特定県営団地)	(なし)

別表 3

請求番号	行政文書の存否を答えることで公開することとなる情報	非公開情報該当性
1	特定日付けの申出に対する回答についての起案文書が存在するか否かの情報	非該当
2	特定日付けで境界証明書等が発行されたか否かの情報	非該当
3	—	非該当
19	特定職員が特定日に特定の場所で現況確認を行ったか否かの情報	非該当
28	—	非該当
51	特定個人が実施機関との間で土地の境界に係るやり取りを行ったか否かの情報	条例第 5 条第 1 号本文に規定する非公開情報に該当

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年2月3日 (収受)	○ 諮問
令和5年5月26日 (第227回部会)	○ 審議
令和5年7月20日 (第228回部会)	○ 審議
令和5年8月21日 (第229回部会)	○ 審議
令和5年9月28日 (第230回部会)	○ 審議
令和5年10月26日 (第231回部会)	○ 審議
令和5年11月27日 (第232回部会)	○ 審議
令和5年12月21日 (第233回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院教授	
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
岩田 恭子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
小沢 奈々	横浜国立大学教育学部准教授	
桑原 勇進	上智大学教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田村 達久	早稲田大学教授	会長
前田 康行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和6年2月28日現在) (五十音順)